



Title	上代仏典音義と玄応一切経音義 : 大治本新華嚴経音義と信行大般若経音義の場合
Author(s)	池田, 証寿
Citation	国語国文研究, 64, 64-77
Issue Date	1980-09
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/48270">https://hdl.handle.net/2115/48270</a>
Type	journal article
File Information	ikedai980_kokugokokubun.pdf



# 上代仏典音義と玄心一切経音義

— 大治本新華嚴経音義と信行大般若経音義の場合 —

池田 証 寿

## 目次

- 一 はじめに
- 二 大治本新華嚴経音義の場合
- 三 信行大般若経音義の場合
- 四 出典としての玄心一切経音義の位置
- 五 むすび

## 一

上代仏典音義とは、奈良時代の末までに邦人の手によって撰述された仏典の音義の謂である。現存する音義をみるに、和訓が存し、国語史上、注目される所であった。しかし、和訓は、あくまで補助的注記にすぎず、大部分の注文は、掲出した漢字漢語の形・音・義を注解した漢文によって構成され、まったく唐土の辞書・音義と同じ体裁のものである。そこではまず、音義の撰者が、どのような辞書・音義を、どのような基準で引用したのか、という上代仏

典音義の出典が問題となってくるものと思われる。

大治本新華嚴経音義と信行大般若経音義の出典については、先学の研究によって、玄心音義と玉篇が主要な出典として想定されている。しかし、それらは別個に論じられたために、出典の面からみたら音義の共通点や相違点といったことに関しては、いまだ十分に言及されていないようである。また、玉篇や切韻に關しては、しばしば先学の論及されるところがあつたのにくらべると、玄心一切経音義に關しては、完存するにもかかわらず、享受利用の実態の解明はかならずしも十分であるとは思われない。

一切経音義は、正しくは大唐衆経音義といひ、唐僧玄心の撰、一切経に対する二五巻の卷音義である。本邦への伝来はふるく、すでに天平年間の正倉院文書に書写のことがみえ、また、白藤礼幸氏の調査によれば、上代仏典注釈書にみえる書名注記のない音注の中に玄心音義に一致するものが、玉篇や切韻とともにかなりあることが報告されており、玄心音義が当時から書写され、さかんに利用されていたことが知られる。さらに新撰字鏡の原資料となり、図書寮本



桂苑、玉篇は直接引用の注記と思われるが、他は孫引きの可能性が強い。大般若経音義も、後述する如く、玄応音義と玉篇が主要な出典と推定されている。しかし、玉篇がわずかに一箇所みえるだけである。

これは要するに、両音義の撰者とも、玄応音義と玉篇を利用しなかったからではなく、それらを根幹資料とし、引用が自明のことであり、いちいちこれを厳密に注記するのは煩雑でもあったので、出典を注記する必要を認めなかったものと解される。したがって、直接引用の注記は、別の意図があったとみるべきもので、これは、字体に関する記述のある箇所であるということができる。

以上のことからすれば、出典を明らかにするためには、大治本音義と玄応音義・玉篇との注文を比較し、一致あるいは類似するかどうかで引用関係を推定して行く以外にない。ただ、問題となるのは玉篇である。玉篇は、部分的に残存するにすぎず、それ以外は、その佚文と篆隸万象名義によらざるをえない。ところが、その佚文の多くは、部分的引用か抄出であり、篆隸万象名義は、玉篇を節略抄出したものである。そのため玉篇の注文全体と比較可能なものは、数が限られる。また、玉篇にいくつかの系統を異にする諸本があるといわれ、その取り扱いには注意を要するのである。だがしかし、大治本音義の撰者が、玉篇を第一資料とし、初めから利用していたとすれば、大部分の注文を構成することは可能なはずであって、玄応音義を利用する必然性がまったくなくなってしまう。とするならば撰者は、玄応音義を第一資料とし、玉篇はそれを補うべき第二資料

としたのであって、玄応音義を玉篇に先んじて利用するだけの何らかの理由があったとみるべきであろう。

そこで調査の手順としては、便宜、音注のあるものと玄応音義・玉篇とを比較し、まず、玄応音義によって注文を構成することが可能なもの、次にそれ以外のものを玉篇との関係で検討を加える、とするのが妥当と思われる。<sup>註9・註10</sup>

以下に調査結果の概要を分類して示す。(なお、例は一例だけあげ、「玉篇」で、玉篇(現存本)、玉篇佚文、篆隸万象名義を含めることにする。)

①玄応音義に一致・「玉篇」になし 11例

。明矚 下之欲反矚亦明也(卷四 119オ)

。照矚 之欲反矚亦明也(支広卷二三 135オ)

②玄応音義に一致・「玉篇」に不一致 86例

。葉葉 如捶反葉葉也花鬚頭点是也通為花(卷一 118オ)

。葉葉 如捶反広雅葉華也謂花鬚頭点是也(支広卷一四 512オ)

。葉葉 如華反夷、華、(万象名義 451オ)

③玄応音義・「玉篇」に一致 112例

。示矚 於歇反告也白也請也……(卷一四 22オ)

。押矚 於歇反爾雅請也亦白也告也(支広卷五 296ウ)

。矚 於歇反告、白、請、(万象名義 38オ)

朝矚 下玉於歇反杜預曰告也亦曰白也爾雅曰請也(大業理趣六或經 29オ)

④「玉篇」に一致・玄応音義になし 79例

階砌 上古語反道也上進也説文階也……(卷一) 18オ

隊 階古語、道、梯、陞(万葉名義) 24オ

階 階古語反……野王案所以登堂之道也……説文曰陞上進也……

……説文階陞也(卷三) 25オ

⑤「玉篇」に一致・玄応音義に不一致 49例

。休咎 ……下字体作咎渠柳反欲惡也過罪也病也(卷三) 26オ

等咎 渠九反広雅咎過也字体徒人各相違即成過咎也(支應卷六) 31ウ

咎 渠柳反惡、過、病、交、(万葉名義) 58オ

⑥玄応音義・「玉篇」に不一致 44例

。繕写 上嘗戰反動勤也善也治也補也(序1ウ)

補繕 是戰反広雅修載繕治也説文繕補也(支應卷三) 25オ (他に「市

戦反」(支應卷二) 59オ(支應卷三) 25オ) など)

繕 時戦反善、治、補、(万葉名義) 13ウ

繕 時戦反周礼繕人掌王之用弓矢鄭玄曰繕之言勤也善也左氏

伝征繕以輔孺子杜預曰繕治也説文繕補也(卷二) 27オ

⑦「玉篇」に不一致・玄応音義になし 27例

。壇墀 上徒蘭反堂也下……(卷一) 20オ

壇 連蘭反堂、(万葉名義) 34オ

⑧玄応音義に不一致・「玉篇」になし 0例

⑨玄応音義・「玉篇」ともになし 5例

。濡澤 上匹大反大雨也(卷四) 18ウ

計 42例

一応以上のように分類されるが、このうち⑥⑦の相当数の不一致例は、誤写その他により不一致になったとみることが出来る。

まず、⑥のうち次の三例は義注などから推して、大治本音義の誤写と思われ、⑧玄応音義・「玉篇」に一致、の例に加えてよいであろう。

(大治本音義)

饁 於為反(121ウ)

慍 於問反(卷三) 36オ

痼 核閑反(卷六) 5ウ

(支應名義)

於偽反(卷八) 18オ

於問反(卷七) 46オ

核間反(卷五) 100オ

(万葉名義)

於偽反(卷九) 5オ

於問反(卷八) 88オ

核間反(卷五) 75ウ

また、次の五例は同様にして ②玄応音義に一致・「玉篇」に不一致、の例に加えることができる。

頑 侯鯁反(122ウ)

嬰 於盛反(卷五) 5オ

榜 蒲衡反(卷七) 3オ

擲 以庶反(卷七) 8オ

庖 補孝反(同右)

呉鯁反(卷五) 103オ

於盈反(卷二) 44オ

蒲衡反(卷一) 6ウ

以遮反(卷三) 36オ

補孝反(卷九) 43オ

誤鯁反(182ウ)

烏盈反(175オ)

補衡反(416ウ)

与虵反(434オ)

蒲教反(611ウ)

同様に次の二例は、⑤「玉篇」に一致・玄応音義に不一致、の例とみることが出来る。

瞻 時厭反(122ウ)

俛 如晨反(卷三) 7オ

時焰反(卷五) 116ウ

如振反(卷一) 4ウ

時厭反(107ウ)

如震反(150オ)

さらに、玉篇の系統の差が反切用字の差となつてあらわれたと思われるものが五例あり、これらも⑤に含めることができる。

鐸 達洛反(119オ) 徒洛反(733ウ) 徒洛反(554オ)

濤 達勞反(121オ) 徒勞反(764ウ) 徒勞反(5102ウ)

稼 古暇反(125ウ) 加暇反(561ウ) 居暇反(478オ)

糗 忽感反(127オ) 桑感反(626オ) 先感反(54オ)

繕 嘗戰反(131ウ) 是戰反(470オ) 時戰反(6184ウ)

右のうち、とくに「稼」「糗」は、それぞれ同じ箇所⑤に含めた「穡」「粒」があり、玉篇の同じ部に属する漢字が連続して記される場合であって、反切が不一致であっても、玉篇によった可能性が高い。

また、二反あるもので、玄応音義に不一致、篆隸万象名義に一反のみ一致するものは、篆隸万象名義が玉篇に二反以上あっても一反しか引かないことがあるので、二反とも玉篇によった可能性があり次の八例も⑤に含めうる。

湍 恥丸土垣二反(121オ) 土垣反(270オ) 恥丸反(589オ)

仍 如陵而萎二反(123ウ) 如陵反(564オ) 如陵反(153オ)

博 方句補洛二反(126オ) 補各反(318オ) 補洛反(231オ)

饋 蒲忍扶忍二反(129オ) 扶忍反(228ウ) 扶忍反(261ウ)

闌 胡婦呼鬼二反(同右) 于婦反(622オ) 胡婦反(366オ)

據 居運居韻二反(129ウ) 居運反(440ウ) 居運反(236オ)

虹 胡公古洞二反(131オ) 胡公反(113ウ) 胡公反(693ウ)

蛻 牛結牛鷄二反(同右) 五奚反(同右) 牛鷄反(690ウ)

次に、⑦のうちでは、以下の一一例を同様の理由で、④「玉篇」に一致・玄応音義になし、の例に加えることができる。

遷 亡勒反(126二) 文勒反(6136オ)

壇 徒蘭反(127オ) 達蘭反(134オ)

遐 胡加反(124ウ) 何加反(345ウ)

緬 弥善反(131ウ) 弭善反(6127オ)

瑩 干瓊為明二反(119オ) 為明反(125ウ)

表 莫侯莫侯二反(123オ) 莫侯反(6151オ)

税 詩銳詩燒二反(124ウ) 詩銳反(481ウ)

株 猪俱知夫二反(129ウ) 猪俱反(48ウ)

表 莫侯莫侯二反(129ウ) 莫侯反(6151オ)

驪 驪陵似陵二反(129ウ) 似陸反(632オ)

汨 為筆于筆二反(130ウ) 胡没反(5100ウ)

(凶書寮本類聚名義抄所引玉篇に「為筆反」とある。)

以上の結果を整理すると表(1)の如くになり、まとめると、

A、玄応音義に一致①② 102(24%)

B、玄応音義・「玉篇」に一致③ 115(27%)

C、「玉篇」に一致④⑤ 154(37%)

D、玄応音義・「玉篇」に不一致(なし) ⑥⑦⑧⑨ 計 41 (9.9%)

となる。玄応音義と「玉篇」のいずれにも一致する音注を見いだせないのは、約一割であって、玄応音義と玉篇が大治本音義の主要な出典であったことは確認できるものと思う。また、玄応音義に音注のみえるものは、できるだけそれによるうとする傾向がうかがえるのである。

表 (1)

	玄 応 玉 篇	一 致	不 一 致	な し	
一 致		115	64	90	269
不 一 致		91	20	16	127
な し		11	0	5	16
		217	84	111	412

なお、義注をも比較してみたところ(ただ、玉篇の注文そのものによって比較できるのはわずかであり、その点を割引いて考えねばならないが)、玄応音義と「玉篇」とにまったく一致する義注がないのは、一割弱であって、大部分は、玄応音義か玉篇に関連付けられることになろう。また、②は、八割強、③は、六割強が、玄応音義に全同またはすべて含まれる。それ以外は、玉篇によって増補し

たと考えられ、とくに③には、初めから玉篇によったものが含まれることによる。もっとも玄応音義と玉篇以外の引用書がないというわけではない。しかし、それはこの結果からみて玄応音義と玉篇よりはるかに僅少のものであったと推察されるのである。

三

大般若経音義は、大般若経(詳しくは大般若波羅蜜多経)六〇〇卷(唐玄奘 顕慶五年(660)〜竜朔三年(663)にかけて訳出)に対する卷音義である。従来、石山寺蔵本が橋本進吉博士の解説を付して複製刊行されていたが、近年、来迎院蔵本の大般若経音義が発見され、築島裕博士の解説を付し、石山寺蔵本とあわせて複製刊行された。本書中に撰者の名はみえないが、橋本博士は奈良時代末期の学僧信行をもって撰者に擬せられた(信行に大般若経音義三巻のあったことは、東域伝灯目録、注進法相宗章疏などにみえる)。積極的に否定するべき理由もなく、これを認めてよいと思われる。

石山寺蔵本と来迎院蔵本の書誌・国語史上の価値については、複製にそえられた橋本・築島両博士の解説・解題に詳しい。石山寺蔵本の書写年代について橋本博士は「平安初期」、築島博士は「奈良時代」とされる。来迎院蔵本は院政初期の書写である。両本とも巻中のみの零本であり、石山寺蔵本は巻首を欠き、来迎院蔵本は巻首巻尾ともにこれを欠く。石山寺蔵本の掲出語は二三四項、来迎院蔵本は二二三項あるが、共通する部分を差し引くと全体で二五五項の掲出語を知ることができる。また、来迎院蔵本の出現によって石山



坦然 泰但反安也着也平也明也(卷三八一 石319 米796)

坦然 他誕反說文坦安也広雅坦平也(文選卷六 324オ)

坦 泰但反安、着、平、明、(写集名義 131ウ)

⑥玄応音義・「玉篇」に不一致 22例

骨髓 下宜累反骨中脂 倭言須尼(卷五三 石69 米469)

髓餅 思累反积名云蒸餅湯餅索餅髓餅等各随形以名之也律文作 餅思累弋累二反字書餅登也方言飴或謂之餅と非此義登音

一月反豆飴也(玄応卷一五 520オ)

隋 先累反髓脂、(万葉名義 261ウ)

⑦「玉篇」に不一致・玄応音義になし 23例

虎豹 ……下方效反豹似虎而小円文有亦黒異也(石五三 石88 米489)

豹 補教反(万葉名義 655ウ)

⑧玄応音義に不一致・「玉篇」になし 3例

涎淚 上古文次羨嘔瀝四形同祥延反慕欲口液也亦小兒唾也 (卷五三 石77 米4710)

涎淚 諸書作次羨嘔瀝四形同祥延反字林慕欲口液也亦小兒唾 (卷三五 765オ)

⑨玄応音義・「玉篇」になし 3例

株杵 ……下五骨反古文作柎杵字柎断也(卷三三〇 石295 米711)

計 339例

次に、大治本音義と同じ方法で⑥⑦⑧に検討を加える。

⑥のうちでは、まず次の四例を②に加えることができる。

(片行音義)

髓 則加反(卷五三 石88 米494)

頤 侯皦反(卷一八 石13 米621)

勃 薄漬蒲没二反(卷一八 石16 米77)

懸 直爾切(卷一八 石14 米74)

次の一例は③に一致する。

概 可載反(卷一五 石26 米72)

次の三例は⑥に一致する。

膜 忘各反(卷一八 石18 米55)

糞 自感反(卷一八 石18 米55)

さらに、⑦のうちでは次の八例を④に含めることができる。

糧 力差反(卷一八 石45 米12)

寶 墨民反(卷一八 石19 米63)

宛 放阮反(卷三八 石32 米80)

輞 无杆反(卷三八 石33 米81)

株 知夫反(卷三三〇 石25 米71)

幅 甫鞠反(卷三八 石33 米81)

伴 浦且備但二反(卷三三七 石26 米72)

(玄応音義)

側加反(卷一六 石3 米6)

吳皦反(卷一五 石11 米5)

補漬蒲没二反(卷一八 石16 米77)

直紙反(卷一八 石14 米74)

可敷反(卷一五 石26 米72)

生安反(卷一六 石6 米1)

註各反(卷一八 石18 米55)

桑感反(卷一九 石20 米6)

(万葉名義)

子加反(卷四八 石28 ウ)

誤皦反(卷一八 石11 米5)

蒲没反(卷一八 石16 米77)

直紙反(卷一八 石14 米74)

可敷反(卷一五 石26 米72)

先安反(卷一六 石6 米1)

亡各反(卷一八 石18 米55)

先感反(卷一九 石20 米6)

(万葉名義)

力差反(卷一八 石45 ウ)

鼻民反(卷一八 石19 ウ)

於院反(卷一八 石32 ウ)

无住反(卷一八 石33 ウ)

猪俱反(卷一八 石33 ウ)

甫鞠反(卷一八 石33 ウ)

浦且反(卷一八 石26 ウ)

また、⑧のうち次の一例は、①玄応音義に一致・「玉篇」になし、に含まれる。

涎 (信行音義) 祥延反(卷五三、石字表4710) 詳延反(卷三五、石字表765)

以上の結果を整理すると表(2)の如くなり、まとめると、

表 (2)

玄応 玉篇	一致	不一致	なし	
一致	83	40	82	205
不一致	89	14	15	118
なし	11	2	3	16
	183	56	100	339

A、玄応音義に一致①② 100 (29.5%)

B、玄応音義・「玉篇」に一致③ 83 (24.5%)

C、「玉篇」に一致④⑤ 122 (36.0%)

D、玄応音義・「玉篇」に不一致(なし)⑥⑦⑧⑨ 34 (10.0%)

計 339 (100%)

となる。玄応音義と「玉篇」のいずれにも一致する音注を見いだせ

ないのは、約一割であって、玄応音義と玉篇が信行音義の主要な出典であったことは大治本音義と同様に確認できるものと思う。

なお、義注をも比較してみたところ、玄応音義と「玉篇」とにまったく一致する義注がないのは、一割弱であって、大部分は玄応音義か玉篇に関連付けられる。また、②は、八割弱、③は、七割が、玄応音義に全同またはすべて含まれる。それ以外は、玉篇によって増補したと考えられ、とくに③には、初めから玉篇によったものが含まれることになる。義注の面からも大治本音義と同様の傾向がみとれる。

さて、ここで大治本音義と信行音義との出典調査の結果を比較してみると、

A、玄応音義に一致 (大治本音義) 102 (24.8%) (信行音義) 100 (29.5%)

B、玄応音義・「玉篇」に一致 (大治本音義) 115 (27.9%) (信行音義) 83 (24.5%)

C、「玉篇」に一致 (大治本音義) 154 (37.4%) (信行音義) 122 (36.0%)

D、玄応音義・「玉篇」に不一致(なし) (大治本音義) 41 (9.9%) (信行音義) 34 (10.0%)

計 (大治本音義) 412 (100%) (信行音義) 339 (100%)

となる。A B C Dのそれぞれが、両音義の間でかなり近似した分布を示している。これを出典の面からみた両音義の共通点といつてよいと思う。しからばこれはどのように解釈するべきであろうか。思うに、かかる共通点は、両音義の出典が共通のものであり、しかも撰者の注文構成の方法が同一であったことに起因するのではなから

うか。子細にみれば相違点が目に付くものの、この共通点ばかり重要な意味があると思われる。

ところで、沼本克明氏は、石山寺蔵本のよった玄応の音義は、一切経音義ではなく大般若経音義であろうと推定されたが、右のような大治本音義と信行音義との共通点をみる時、玄応の大般若経音義との引用関係に疑問がいだかれてくるのである。信行が、玄応の大般若経音義によっているとしたならば、もうすこし違った結果が出てくるのではないかと思われる。もちろん、信行が玄応の大般若経音義によったとしても、このような結果となる可能性は十分にありわけだが、すくなくともそのことが両音義の出典調査の結果に顯著に認められるとはいいがたい。また、玄応の大般若経音義の存在そのものが不審でもあり、信行は玄応の一切経音義によったためにこのような共通する結果が導き出されたのではないかと思われるのである。

玄応の大般若経音義の存在が不審であるのは以下の理由による。

まず第一は、玄応の大般若経音義に関する記述が中国文献にみられないことである。新唐書藝文志、開元釈教録などには、一切経音義のみをあげ、大般若経音義はのせていない。慧琳の一切経音義一〇〇卷（唐建中末年 $\wedge$ 783 $\vee$ —元和二年 $\wedge$ 807 $\vee$ ）には、玄応の一切経音義は大部分おさめられている。しかるに大般若経の音義は、玄応のものではなく慧琳の撰音がおさめられている。玄応に大般若経音義があったとすれば、中国文献に記述があり、慧琳の一切経音義におさめられていてもよいはずだがそれがない。

第二は、玄応の歿年と大般若経訳出の年代との関係である。玄応

一切経音義が貞観の末年 $\wedge$ 650 $\vee$ に成ったとする説は、貞観末年以後に訳出された阿毘達磨俱舍論三〇卷（玄奘 永徽二年 $\wedge$ 651 $\vee$ —五年 $\wedge$ 654 $\vee$ 訳出）などの音義が、玄応一切経音義におさめられていることからみて疑問である。この点については神田喜一郎博士の説に従うのが妥当と思われる。すなわち、博士は、玄応一切経音義の序に「貞観末曆。勅召參伝。」とあるのは、「貞観十九年始めて玄奘の訳場に勅命を以て召し出されたことを言つたのである」とし、開元釈教録などに「恨叙綴纒了。未及覆疎。遂從物故。惜哉。」とあることから玄応は「脱稿すると殆ど同時に示寂したのである」と述べられ、その歿年は、經典に付された訳場列位の記述から頭慶年間 $\wedge$ 656 $\vee$ —661 $\vee$ とされたのである。<sup>註22</sup>大般若経の訳出が成ったのは、章朔三年 $\wedge$ 663 $\vee$ であり、神田博士の説に従えば、玄応が大般若経の音義を撰述したとすることはまったく不可能とならう。

第三は、本邦にみえる玄応の大般若経音義の記述に不審な点があることである。本邦にみえる玄応の音義はほとんど一切経音義をさすとみられ、結局、玄応の大般若経音義のことがみえるのは、東城伝灯目録、注進法相宗章疏、諸宗章疏録だけとなる。このうち諸宗章疏録は、寛政二年に謙順が東城伝灯目録、注進法相宗章疏を含むいくつかの目録をもとに編纂刊行したものであるから、東城伝灯目録と注進法相宗章疏を問題にすればよいと思われる。

注進法相宗章疏には、

大般若経函贊一卷

同経略記□卷

同経玄文二十卷

義 寂撰

道 倫撰

東大寺法蔵撰

同経籍目二卷  
 同経音義三卷 玄 応  
 同経音義三卷 元興寺信行  
 同経音訓四卷 興福寺真興  
 同経略頌 仲 算  
 同経十六会序一卷 玄 測  
 とあり、玄応の大般若経音義三巻がみえる。一方、東城伝灯目録註147に

大般若経関一卷 唐三藏影錄出之南都本理應分經卷疏列五種般若已去開領中略顯示之  
 大般若経関一卷 同出仁録字上十同異可尋之

大乘心宗綱要義一卷 沙門安樂三藏依大般若講會抄得後見文理乘自宗義

(中略)

大慧度経宗要一卷 元曉撰依大慧等

(中略)

同経音義三巻 玄応撰有私記

同経音義二巻 元興寺信行

同音訓四巻 興福寺真興撰

とある。ここには、大慧度経音義とあり、これは仏書解説大辞典の解説の如く鳩摩羅什訳の摩訶般若波羅蜜経四〇巻に対する音義であると考えられる。摩訶般若波羅蜜経の音義は玄応一切経音義巻第三におさめられており、東城伝灯目録の記述はこれをさすものである。この記述は、般若部の経典をあつめた箇所であるが、音義類を後置したために、大般若経と摩訶般若波羅蜜経の区別が混乱して

いるように思われる。

また、注進法相宗章疏の著者蔵俊  $\wedge$  1112  $\vee$  1180  $\vee$  と東城伝灯目録の著者永超  $\wedge$  1013  $\vee$  1095  $\vee$  は、同じく法相宗の学侶であり、たとえば、東大寺図書館蔵の三宝聚集抄や因明論私記の血脈相承に



とある如く註148その関係が密接であることを考えると、玄応の大般若経音義三巻は蔵俊の意改によるものではなからうかと臆測されるのである。したがって、確証はないが、玄応の大般若経音義について信をおくべき記述のある文献は、唐土にも本邦にも見いだせないことになろう。

以上の点と、出典調査の結果、大治本音義との間に共通点が看取されることから、信行のよつた玄応の音義とは、大般若経音義ではなく一切経音義であったとしたい。

四

最後に、なぜ、玄応音義が両音義の第一資料たりえたのか、という問題を考えてみたい。

玉篇を第一資料とし、初めから利用していたとすれば、大部分の注文を構成することは可能ならずであつて、玄応音義を利用する必

然性はなく、玄応音義を玉篇に先んじて利用するだけの何らかの理由があったはずであることは先に指摘した。これを玄応音義と玉篇の性格のちがいでいう点から考えてみると、大きくいえば、内典と外典とのちがいで、形態上は、巻音義と部首分類体辞書のちがいでいえる。さらに、玄応音義は、二字熟語本位であり、辞書の性格をもつと同時に仏典の注釈書の性格をあわせもつ。また、当時、仏典の音義として最も典型的であり、かつ流布したのは玄応音義である。これらのことからすれば、撰者にとって玄応音義は、音義撰述の規範であったのであり、それゆえに玄応音義は第一資料たりえ、玉篇はこれを補うべき第二資料であったと理由付けられるのではないかと思う。

さらに教学上の背景との関係から、玄応音義が両音義撰述の規範であったと想定されることについて私見を述べてみたい。

華嚴経と大般若経は、奈良時代の仏教界において重要視された経典であった。それは、続日本紀や正倉院文書・現存する写経によって、また、東大寺の大仏造営、あるいは大般若経が続日本紀の中で最も多く書名のみえることから知られよう。ところが、この両経とも新訳経典であって、その音義が玄応一切経音義におさめられていない。したがって、この二点、すなわち経典としての重要性と玄応音義におさめられていないことを考えあわすならば、当時の学侶の間に両経の音義の必要性が生じてくるのは、きわめて自然なことと思われる。しかも、八世紀中葉に撰述された書名や佚文の伝わる上代仏典音義の中に、行信の最勝王経音義、信行の法華経玄賛音義、法進の最勝王経音義<sup>注6</sup>といった新訳経典に対する音義がみられる

ことは、そのことの裏付けとなる事実であろうと考えられるのである。玄応音義におさめられていないことが、音義撰述の契機であり、撰述の際に玄応音義を規範としたと推測されるのである。

田村田澄氏は、持統朝以前を旧訳経典の時代、文武朝以後を新訳経典の時代と区分し「法相宗・華嚴宗の新訳仏教が、新しい都に迎えられ」「奈良時代は、旧訳仏教に代わる新訳仏教の開花の時期となる」と述べられたが、<sup>注7</sup>かかる仏教界の動向の中に音義撰述の時代的要請があったのであろう。

## 五

以上、はなはだ粗雑ではあるが、現存する上代仏典音義として大治本新華嚴経音義と信行大般若経音義を取り上げ、とくに玄応一切経音義とのかかわりを検討することによって、上代における音義撰述の方法やその背景について考察を加えた。これによって上代仏典音義の性格の一斑を明らかにすることができたのではないかと思う。ただ、材料の不足、あるいは先学の御論の読み誤りの結果、思わぬ誤解におちいっているところがあるかも知れない。それらの点については、なお、御批判、御叱正を賜りたい次第である。

注1 山田孝雄『一切経音義』（西東書房 昭7・10）

注2 石田茂作「奈良朝見在一切経疏目録」（『写経より見たる奈良朝仏教の研究』東洋文庫論叢11 昭5・5）

注3 白藤礼幸「上代文献に見える字音注について(二)」(『茨城

大学人文学部紀要(文学科論集) 2号、3号 昭43・12、同44・12)

注4 注1文献

注5 岡田希雄「新訳華嚴経音義私記解説」(貴重図書影本刊行会複製本解説 昭14・12)

注6 三保忠夫「大治本新華嚴経音義の撰述と背景」(『南都仏教』33号 昭49・12)

注7 「桂苑珠叢」は、日本国見在書目録にその名がみえる。

桂苑珠叢十卷 李思博撰第一輯件文本二百卷而見在品第一輯其餘未知在否云々 マミミミ抄十卷(小学家)

また、上田正氏(『東宮切韻論考』『国語学』24輯 昭31・3)によれば、桂苑珠叢抄十卷は、東宮切韻の曹憲と同一書ということである。玄応音義と玉篇につぐ第三資料ということにもなるが、佚文(馬国翰『玉函山房輯佚書』所収)が若干伝わるだけであり、また本稿では玄応音義と玉篇によってどれだけの注文が構成可能かという点に重点をおいたので、とくに論及しなかった。

注8 岡井慎吾『玉篇の研究』(東洋文庫論叢19 昭8・12) 79-80ページ。

上田正『玉篇残卷論考』(『神戸女学院大学論集』17巻1号 昭45・7)

白藤礼幸「声母字より見たる『篆隸万象名義』の内部差」(『ことばの論文集』所収 前田書店 昭50・3)

注9 音注のない注文でも出典を推定できる場合もある。

。阿揭陀藥 亦言阿揭陀或云阿伽陀梵言訛転也此云丸藥 (大治本音義 卷一三121才)

阿揭陀藥 亦言阿竭陀或云阿伽陀梵言訛転也此言丸藥 (玄応音義 卷二737才)

。末羅羯多 或言磨羅伽多綠色宝也大論云金翅鳥口辺出也 (石印音義卷三四九 石89才747)

。末羅羯多 莫鉢反亦言摩羅伽多綠色宝也大論云出金翅鳥口辺能辟諸毒也 (玄応音義 卷二687才)

しかし、引用関係のみきわめがたいものもあり、梵語の諸翻や教学上の注解を施した注文は、玄応音義以外の注釈書や撰者自身の手になる可能性もあるので調査対象から除外し、また、簡単な義注や字体注のみの注文も同様に除外した。出典としての玄応音義と玉篇とを比較するという観点から、このような例を除外しても多くの支障はないと判断したことによる。

注10 本稿の調査で用いたテキストの主なもの、次の如くである。

。玄応音義——注1文献 本書は誤説が多いので縮冊藏経為六所収の高麗本を参考にした。

。玉篇——『国宝唐鈔本玉篇第九』『国宝唐鈔本玉篇卷廿七』

『延喜鈔本玉篇卷廿二』『玉篇卷十八之後分』『玉篇卷十九』

『玉篇卷八残』『玉篇卷廿四残』(東方文化叢書6 昭8・10)

。玉篇佚文——岡井慎吾(注8文献)、馬淵和夫『玉篇佚文補正』(『東京文理科大学国語国文学会紀要』3号 昭27・12)

。篆隸万象名義——『高山寺古辞書資料第一』(東京大学出版会)

昭52・3) 所収本

注11 ①⑧⑨は、篆隸万象名義に該字がみえないが、本来、玉篇にあつた可能性のあるものを含む。

注12 『大般若経音義中巻』(古典保存会 昭15・1)

注13 『古辞書音義集成3』(汲古書院 昭53・9) 今回の調査は本書によつた。

注14 注12文献 橋本博士解説

注15 吉田金彦「凶書寮本類聚名義抄出典攷(中)」(『訓点語と訓点資料』3輯 昭29・12)

注16 築島裕「大般若経音義諸本小考」(『東京大学教養学部人文科学科紀要』21輯 昭35・3)

注17 沼本克明「石山寺藏の字書・音義について」(『石山寺の研究 一切経篇』所収 法蔵館 昭53・3)

注18 注13文献 築島博士解題

注19 白藤礼幸「上代文献に見える字音注について」——信行「大般若経音義」の場合——(『茨城大学人文学部紀要(文学科論集)』4号 昭45・12)

注20 三保忠夫「元興寺信行撰述の音義」(『国語と国文学』51巻6号 昭49・6)

注21 注1文献、『仏書解説大辞典』(大東出版社 昭8・11)、

『国語学研究事典』(明治書院 昭52・11)など。

注22 神田喜一郎「緇流の二大小学家——智騫と玄応——」(『支那学』7巻1号 昭8・5)

注23 『大正新修大蔵経』55巻 1140ページ

注24 注23文献 1146ページ

注25 吉田金彦「類聚名義抄小論」(『国語国文』24巻3号 昭30・3)

注26 三保忠夫氏(注6文献)のあげられたもの。最勝王経は、義

浄(635—713)の訳、法華経玄賛は、慈恩大師基(632—682)の述

である。

注27 田村円澄『飛鳥・白鳳仏教論』(雄山閣出版 昭50・9)

66ページ

(付記)

右は、昭和五四年五月二七日、北大国文学会春季大会における口

頭発表をもとにしたものである。いろいろと御指導下さった先生方

に感謝の意を表したい。

(いけだ しょうじゅ・北大大学院修士課程)